

2019年8月6日

各位

会社名 テ ラ 株 式 会 社  
 代表者名 代表取締役社長 平 智 之  
 (コード番号： 2191)  
 問合せ先 取締役 管理本部長 虎 見 英 俊  
 (電話：03-5937-2111)

第三者割当により発行された第19回新株予約権(行使価額修正条項付)の  
 月間行使状況に関するお知らせ

当社が2019年7月1日に発行した、EVO FUND（以下、「割当先」という。）を割当先とする第19回新株予約権（以下「本新株予約権」という。）に関する、2019年7月における月間行使状況について、以下の通りお知らせいたします。

1. 銘柄名	テラ株式会社第19回新株予約権
2. 対象月間の交付株式数	1,750,000株
3. 対象月間中に行使された新株予約権の数及び新株予約権の発行総数に対する行使比率	1,750,000個 (発行総数 6,000,000個に対する割合：28.33%)
4. 対象月の前月末時点における未行使新株予約権数	6,000,000個
5. 対象月の月末時点における未行使新株予約権数	4,250,000個

6. 対象月間における行使状況

行使日	交付株式数		行使価額 (円)	行使された新株予約権の個数(個)
	新株(株)	移転自己株式(株)		
7月2日(火)	100,000	—	228	100,000
7月3日(水)	—	—	231	—
7月4日(木)	50,000	—	228	50,000
7月5日(金)	100,000	—	228	100,000
7月8日(月)	—	—	226	—
7月9日(火)	1,350,000	—	222	1,350,000
7月10日(水)	—	—	230	—
7月11日(木)	—	—	222	—
7月12日(金)	—	—	219	—
7月16日(火)	—	—	215	—
7月17日(水)	—	—	216	—
7月18日(木)	—	—	212	—
7月19日(金)	—	—	207	—
7月22日(月)	—	—	209	—
7月23日(火)	—	—	205	—

行使日	交付株式数		行使価額 (円)	行使された新株予 約権の個数 (個)
	新株 (株)	移転自己株式 (株)		
7月24日 (水)	—	—	207	—
7月25日 (木)	—	—	206	—
7月26日 (金)	—	—	205	—
7月29日 (月)	100,000	—	204	100,000
7月30日 (火)	50,000	—	203	50,000
7月31日 (水)	—	—	204	—

※対象月の前月末時点における発行済株式数：17,409,056株[うち自己株式数253株]

#### 7. 行使制限に関する状況（上場規程第434条に基づく行使制限の遵守状況）

① すべての回号を合算した月 間交付株式数	② 発行の払込日時点における 上場株式数	③ 行使制限に係る行使比率 (①/②)
1,750,000株	17,409,056株	10.05%

<転換（行使）制限を超過して行使が行われた経緯>

当社は、2019年6月7付「第19回乃至第21回新株予約権（行使価額修正条項付）の発行ならびに新株予約権の第三者割当契約（コミット・イシュー・プログラム）及び無担保融資契約の締結に関するお知らせ」で公表しましたとおり、割当先との間で本新株予約権の第三者割当契約（以下「本買取契約」という。）を締結しております。

本買取契約によって、当社は、割当先による本新株予約権の行使に際し、当該行使が行われる日を含む暦月において割当先が本新株予約権の行使により取得することとなる当社普通株式の累計数が、本新株予約権の発行の払込期日時点における当社の上場株式数の10%を超えることとなる場合は、当該10%を超える部分にかかる本新株予約権の行使を行わないこと、割当先は制限超過行使を行わないことに同意しておりました。

当社は、本買取契約に基づき、本新株予約権の行使の実施に係る管理を通常は下記の通りに実施しておりました。

（当社の運用）

- ① 割当先の担当者から行使及び入金連絡を受ける
- ② 入金を確認し、行使請求された新株予約権の個数（新規発行する株式の数）及び金額を確認  
※制限超過行使に該当しないことについては確認していない
- ③ 割当先へ入金確認及び行使受付の連絡
- ④ 当日16時までに信託銀行へ新株予約権の請求通知書をFAXで送付

（割当先の運用）

- ① 割当先のトレーダーが、制限超過行使に該当しないか確認した上で、行使する旨を割当先社内の行使事務手続担当者に連絡
- ② 当該担当者が行使請求を代行する証券会社及び当社へ行使の連絡及び送金を実施
- ③ 当社から行使及び入金連絡がなされ、問題なければ、新規記録の手続きを進める

しかしながら、7月30日の行使においては、割当先からの行使連絡が締切り時刻の間近（14時40分）に行われたこともあり、割当先で普段実施されている確認が行われず、当社に超過している数量の行使請求が来たことに加え、当社が、発行の払込日時点における上場株式数の10%を超える行使が制限されていることについて理解していなかったために、かかる超過が起こったものです。結果として、行使制限を0.05%上回り、上場規程34条、施行規則436条に反することとなり、整備すべき管理体制が取れておりませんでした。

同様の超過行使を避けるために、割当先からは、今後、行使数量の確認を2部署にてチェックした上で進める旨の連絡を受けており、当社としても本新株予約権の行使による当社内の情報共有及び管理体制を徹底するのはもちろんのこと、割当先との情報を密に共有し、再発防止をしております。

なお、本新株予約権発行に関する詳細につきましては、2019年6月7日公表の「第19回乃至第21回新株予約権(行使価額修正条項付)の発行ならびに新株予約権の第三者割当契約(コミット・イシュー・プログラム)及び無担保融資契約の締結に関するお知らせ」及び2019年6月12日公表の「第19回乃至第21回新株予約権(行使価額修正条項付)の発行ならびに新株予約権の第三者割当契約(コミット・イシュー・プログラム)の発行条件等の決定に関するお知らせ」をご参照下さい。

以 上